



都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部
2018年 9月号

雇用相談のお知らせ

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援
- ◆費用:無料
- ◆問い合わせは各支部へ！

8月 取り組み

- ◆8月10日(金)『青年部学習交流会』
- ◆8月18日・19日『全国高校生・青年集会』
- ◆9月2日(日)『狭山共闘青年交流会・弾左衛門フィールドワーク』

今後の予定

- ◆9月14日(金)18:00~『青年部学習交流会』解放会館
- ◆10月6日・7日『関東ブロック青年交流会宿泊交流会 IN 栃木』
- ◆10月14日(日)14:00~『第4回聞取り活動』解放会館
- ◆10月30日(火)18:30~『狭山事件の再審を求める駅前情宣』

9月交流会

日時：9月14日(金)
18:00~
場所：東京解放会館
粉とソースが残ってるから
終了後は、たこ焼きかな？

都連 HP QR
青年部通信のバックナンバー
が見れますよ~



問い合わせ

〒111-0024
台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内
Mail:moyu.k@blf-tokyo.net
TEL 03-3874-7311
担当:岸本

— 国際人権基準と部落解放運動 —

—はじめに

国などに人権政策や反差別・人権法を求める時に、①差別の現実性②当事者性③国際人権基準を原則として求める。ことが大切であり、その1つである国際人権基準について知識として理解しておく必要性があります。

■世界人権宣言(全13条で構成)…(前文)人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎。⇒**人権は平和の基礎**

■国際人権規約…世界人権宣言の内容を基礎として条約化し、国際人権法にかかる人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。

■人種差別撤廃条約…人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とし、第1条に出る「世系」は国際的に部落差別は含まれるが、日本政府は認めていない。

■女性差別撤廃条約…男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。

■障害者権利条約…障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための処置等について定める。

条約には必ず定義があり、上記条約などには、差別の概念(〇〇に基づく、あらゆる区別、排除、制限。など)が記されている。条約にみられる基本的な差別撤廃に向けた方策がとられるが日本政府は無視をしてる。

部落解放第50回全国高校生集会・ 第62回全国青年集会 IN兵庫県

ひろげよう仲間の輪！ 深めよう仲間のきずな！
～差別と戦争を許さない社会をつくろう～

8月18、19日に部落解放第50回全国高校生集会・第62回全国青年集会在兵庫県神戸市神戸国際会議場で開催され都連から3名の青年が参加し、全体集会には697名が参加した。主催者として中央本部の組坂執行委員長より挨拶があり、地元・来賓の方々からも挨拶があった。その後、石川一雄さん早智子さんより、狭山事件の第三次再審に向けての強い思いが込められたアピールがあった。



「インターネットと人権」と題して、松村元樹さんより記念講演が行われインターネットの特性や差別投稿、解決に向けての取り組みについての話を聞き、SNS等で繋がり、情報交換や発信、悩み相談等ができる環境作りが大事だと思った。講演が終わり、各分科会の紹介と集会スローガンの確認をして全体集会が終了した。

全体会終了後は、5つの分科会、1つのフィールドワークに分かれて学習を深めた。

- ☆第1分科会「部落問題入門」
- ☆第2分科会「狭山事件入門」
- ☆第3分科会「高校生と部落解放運動」
- ☆第4分科会「今日から私も『伝える』達人」
- ☆第5分科会「時事問題」 ～根深く残る部落差別～
- ☆フィールドワーク
- Aコース「神戸の歴史と生田川
～新川部落・賀川豊彦・水平社～」
- Bコース「震災を乗り越えた靴のまち
一定住外国人との共生」



私は、1日目2日目共に第2分科会「狭山事件の入門」に参加した。1日目は講師の安田 聡さんより狭山事件を知ってもらうため、事件の発端から話を聞いた。2日目は初め映画「獄友」を上映、その後石川一雄さん早智子さんからの訴えを聞き幕を閉じた。今回参加して、全国の色々な方々と繋がって活動していき、様々な差別事件の解決に向け進んでいかなければと思った。

堺佑太

核も戦争もない平和な 21 世紀に！
くり返すな核被害！
めざそう核兵器廃絶と脱原発社会！

原水禁 73

被爆 73 周年原水爆禁止世界大会



ヒロシマ・ナガサキの惨劇と第 2 次世界大戦の終結から 73 年が経過しました。その後も世界ではテロと紛争が繰り返され、平和を求める叫びの中で、いのちと人権が蹂躪され続けています。原水禁運動は、長きにわたって平和を求め、核兵器廃絶を求めて運動を進めてきました。

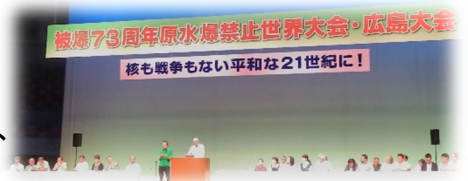
広島大会 2018 年 8 月 4 日～6 日

大会には全国から 2200 人が参加しました。最初に「折り鶴平和行進」が行われ、平和公園原爆資料館前に集まった参加者は「核兵器禁止条約を批准せよ！」

「原発再稼働を許さない！」などと訴えながら、広島大会の会場（広島県立総合体育館）まで行進をしました。

開会総会は、原爆被災者と先の豪雨で犠牲になった方々への黙とうから始まり、主催者あいさつ、来賓あいさつや、メッセージを受けた後、海外ゲストを代表し、米国の「憂慮する科学者同盟」のグレゴリー・カラキーさんがあいさつし、「核の傘では守ることは出来ない。そうした呪縛から解放され、世界の人々と核廃絶を求める時だ」と訴えました。

続いて、被爆者の訴えが行われ、13 歳の時に爆心地から 800 メートルの地点で被爆し、その後、証言活動を続けている広島県被爆者団体協議会の桑原千代子さんが、8 月 6 日の壮絶な出来事を克明に語りました。その上で「どんなことがあっても戦争や核はあってはならない。多くの犠牲の上にある今の平和を大切にしたい。そのため、証言活動を続けていく」と力強く語りました。2 日目の 8 月 5 日は、各所で分科会やひろば、フィールドワークなどで学習と論議を深め、6 日に広島大会のまとめ集会が行なわれました。



長崎大会 2018 年 8 月 7 日～9 日

長崎市ブリックホールで行われた、開会総会に、全国から 1700 人が参加しました。オープニングは、長崎原爆で甚大な被害を受け、214 人の生徒が犠牲になった純心女子高校の音楽部の皆さんから、世界の平和への祈りを込めた歌声を聞かせてくれました。

原爆をはじめ多くの核被害の犠牲者への黙とうに続いて、主催者挨拶、来賓挨拶、海外ゲストからの訴え、基調提起がされました。長崎から、まず、田上富久・長崎市長からのメッセージ、続いて、被爆当時の行政区の違いで被爆者と認定されなかった「被爆体験者」の認定を求める訴訟の原告団から、岩永千代子さん、山内武さん、矢野ユミ子さんが登壇し、政府や長崎市が認定を認めようとしないことを厳しく批判。第一次訴訟は最高裁で敗訴となったが、新たな判決の勝利に向けての決意が語られました。特に、矢野さんは被爆当時の状況を語り、「原爆による放射線の恐ろしさを知られずに、黒い灰を被った梅干しを食べ続けていた。兄弟は死に、自分の生まれた子どもも 5 ヶ月で亡くなった。自分も甲状腺がんになった。こんな苦しい悲しい思いをする者を救済してほしい」と訴えました。

続いて、高校生平和大使から活動紹介があり、最後に「原爆を許すまじ」を合唱して閉会。大会は 8 日に分科会やひろば、フィールドワークなどで論議や学習を深め、9 日の閉会総会でまとめを行いました。



1945 年 8 月 6 日 8 時 15 分
広島市上空に原子爆弾が投下され、
その年のうちに 14 万人が亡くなった

1945 年 8 月 9 日 11 時 4 分
長崎市に原子爆弾が投下され、その
年のうちに 7 万 4 千人が亡くなった



広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式

長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

核兵器を禁止する ICAN 2017年ノーベル平和賞を受賞

～核兵器廃絶国際キャンペーン ICAN～

2007年に核戦争防止国際医師会議(IPPNW)を母体に豪州のメルボルンを拠点に発足した NGO の国際的な連合体である。核兵器禁止条約の交渉開始と早期締結を求める運動体として急速に拡大し、2017年10月には101か国、468団体が参加している。

活動内容 スイスのジュネーブに国際事務所を置き、そこを拠点に各国政府の軍縮大使らに対する働きかけを行ない、核兵器に関する国際会議への NGO の参加を促進したり、政府が発表する共同声明への署名国を増やしたりするなどの活動を展開した。さらにソーシャルメディアを活用して、核兵器の非人道性への関心と禁止条約を求める世論を高めるための広報活動を積極的に展開してきた。

執行部 10団体が国際運営グループを形成し、日本からはピースボートが参加している。



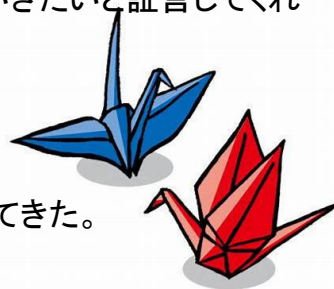
～ピースボート～

国際交流を目的として設立された日本の非政府組織(NGO)で、また団体が主催している船舶旅行の名称。

平和・民主主義・人権から地球環境問題、地域紛争や、核問題、アフリカなどの貧困問題、HIV問題、地雷廃絶など、地球上が抱える重大な問題をテーマに扱い、世界中の市民と交流してきた。

おりづるプロジェクト 2008年以来、広島・長崎の被爆者の方々と船で世界を回り、各地で証言する活動続けている。

現在、生存されている約16万人の被爆者の方々の多くが家族にも原爆の体験を語っていない。しかし、老いを感じるなかで少しずつ語っていきたくないと証言してくれる方々は、世界に核兵器の恐ろしさを人々に伝え、核兵器の非人道性に対する認識を広めてきた。



～世界の終末まで2分前～

現在、核保有は9か国。約15000発の核兵器が存在し、そのうち9割以上をアメリカとロシアが保有している。広島・長崎では約21万人の命が奪われた。今ある核兵器を使用したら、その数百倍、数千倍の被害が出ると言われている。核兵器の非人道性をICANなどの世界中の市民運動が訴え、122の国や地域の賛成により、2017年7月に『核兵器禁止条約』が採択された。

『核兵器禁止条約』は、核兵器を作ること、持つこと、持ち込むこと、そして使うことを禁止し、これら一切に協力することも許さない。核兵器を包括的に禁止し、完全廃絶への道筋を描いている。これに、強く反対しているのは、NPTで核保有を認められた国であり、その核の傘に入る日本などの国だ。日本は「核兵器国と非核兵器国の対立を助長せず、その橋渡しをしたい」としているが、「橋渡し」ではなく、唯一の戦争被爆国として、核兵器がもたらす悲劇を訴え、核兵器廃絶をけん引しなければならぬはずである。

～不平等な条約 NPT～

核兵器がこれ以上世界に広がるのを防ぐことを目的として1968年に作られ、1970年に発行された多国間条約『NPT(核不拡散条約)』。この条約では、5か国(アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国)が核保有を認められ「核兵器国」として核軍縮を「誠実に交渉する」義務を負い、その他の「非核兵器国」は、核兵器を持たないことを誓約する。原子力の「平和利用」の権利は、妨げられないが、すべての原子力活動は兵器目的に転用されないことを保証するために厳格な国際監視下に置かれる。しかし、核開発は進められ、半世紀近く経とうとしているが、核は無くなる兆しは見えなかった。そしてNPTに参加しないインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が核を保有している。